

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 21 日から 37 年 11 月 21 日まで
② 昭和 37 年 11 月 22 日から同年 12 月 5 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 25 日から 38 年 2 月 18 日まで
④ 昭和 38 年 2 月 21 日から 39 年 7 月 26 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した覚えはないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和41年4月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前に勤務していたA社における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。当該事業所は申立人が初めて厚生年金保険に加入した事業所であり、当該事業所における被保険者期間の請求を失念することは考え難い上、当該事業所で当初払い出された記号番号と申立期間の記号番号が全て同一であることを勘案すると事務処理上不自然である。

さらに、申立期間④に係る資格喪失日から脱退手当金の支給日までの間に二つの未請求の被保険者期間があり、申立人が脱退手当金支給日の直近の被保険者期間の請求をいずれも失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年5月21日まで
私の年金記録において、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、それまでの標準報酬月額から大幅に減額されているのはおかしいので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、平成6年2月4日付けで5年12月の随時改定により41万円から9万8,000円に遡及して減額処理されていることが確認でき、複数の元従業員の標準報酬月額についても、同日付けで、同年12月の随時改定により遡及して減額処理されていることが確認できる。

また、上記減額処理日の直前の平成6年2月1日付けで、元事業主を含む複数の元従業員の標準報酬月額も遡及して減額処理されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る当該事業所退職後の雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額の離職前6か月の報酬月額の平均額（44万730円）は標準報酬月額44万円に相当することが確認できる。

加えて、当該事業所の複数の元役員は、「会社は厚生年金保険料の滞納があり、差押えもあった。」、「私が退職した平成6年2月当時、厚生年金保険料の滞納があったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月4日付けで行われた上記減額処理は、同年2月1日付けで行われた上記減額処理と一体的に行われたものであると考えられ、社会保険事務所が行った当該減額処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該減額処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年2月27日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月31日から48年2月27日まで
私は、A社に昭和48年2月27日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間に係る被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和47年12月31日となっているが、複数の元同僚の供述により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の昭和48年2月27日と記載されていたところ、同日の日付印を二重線で取り消し、47年12月31日に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に資格喪失日の訂正が行われた者が30人いることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、複数の元同僚は、A社は昭和48年2月末に倒産したと供述しているところ、同社の閉鎖登記簿謄本には、同年2月28日付け裁判所命令で保全管理人が登記されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た昭和48年2月27日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の当該資格喪失処理前の事業所別被保険者名簿の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

関東千葉厚生年金 事案 5304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月26日から同年10月1日まで

私は、昭和47年3月にA社に入社し、平成21年12月に退職するまで継続して勤務していたのに、入社してから半年後の昭和47年9月26日に同社本社から同社B支店に転勤になった際の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、正しい被保険者記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「人事通達」及び元同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年9月26日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料は保管しておらず不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、同社B支店から同社本社へ異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は同社に継続して勤務しており、空白の期間は無いはずなので、調査して、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における業務内容の具体的な記憶及び同社において申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できる元同僚の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元事業主の供述から、昭和48年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和48年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和48年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所としての記録は無い。

しかし、元事業主は、「本来、申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格喪失日を昭和48年10月1日とすべきところ、事務の手違いで同年9月30日として届け出てしまったのではないか。」と述べていることから、事業主は、同社B支店が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日についても同年10月1日として届け出るべきところ、誤って同年9月30日と届け出たことがうかがえる上、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同年9月30日時点における被保険者は申立人を含めて6人いたことが確認できることから、同社B支店は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和44年4月1日にA社に入社し、平成17年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務した。入社後、同社本社での研修を経て同社B支店に赴任したが、研修期間であった申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る異動歴、申立人から提出された同社の人事台帳及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、昭和44年5月末日まで同社本社で研修を行った後、同年6月1日付けで各支店に配属となった旨回答していることから、同年6月1日とすること妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年6月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月から45年6月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、結婚した直後の昭和42年*月頃に、自宅を訪れたA区役所の職員に国民年金の加入を勧められ、夫婦一緒にその職員に加入手続を行ってもらい、申立期間①の国民年金保険料は定期的に集金に来ていたその職員に納付し、申立期間②の保険料はB信用組合（現在は、C信用組合）D支店で定期的に納付していた。いずれの期間も夫婦一緒に納付しているはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、定期的に自宅に集金に来ていたA区の職員に、申立期間②の保険料については、定期的にB信用組合D支店で、それぞれ夫婦一緒に納付していたと主張している。

しかし、申立人の夫の保険料は、国民年金被保険者台帳によると、申立期間①の一部を含む昭和42年5月から45年3月までの期間及び申立期間②の期間については、第1回特例納付、過年度納付及び現年度納付により、いずれも、45年11月1日に一括で納付されていることが確認でき、申立人の主張する納付方法と相違している。

また、A区居住者に係る年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）も申立人の申立期間①及び②の保険料は未納と記録されており、当該納付状況リストに不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の当時の加入手続及び保険料納付に係る記憶は必ずしも明確ではなく、国民年金手帳も所持していないことから、申立人の加入手続及

び申立期間①及び②の保険料納付の状況は不明である。

以上の状況を踏まえると、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたと推認することは困難である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 9 年 4 月 2 日から同年 8 月 20 日までの期間において、A 社 B 店に勤務した。当該期間に支給された給与から、5 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が 4 か月しかないことに納得できない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間の 4 か月に対して、厚生年金保険料は 5 か月分控除されていることから、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てている。

しかし、A 社の事業主は、「厚生年金保険料の控除方式は、翌月控除であり、申立人については、入社月に支給した給与から厚生年金保険料を間違っ控除した。」と回答しており、申立人に係る保険料控除の事務処理に誤りがあったことを認めている。

また、A 社の事業主は、「申立人の退職日は平成 9 年 8 月 20 日で間違いない。」と回答しているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録並びに当該事業所が加入していた C 健康保険組合（現在は、D 健康保険組合）及び E 厚生年金基金の資格記録は、オンライン記録と符合していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入することとされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人の資格喪失日は平成 9 年 8 月 21 日であることから、同年 8 月は厚生年

金保険の被保険者期間には算入することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5308 (事案 2569 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月から 32 年 4 月 1 日まで

私は、前回の申立ては認められないとする通知を受けたが、昭和 31 年 2 月に A 社 B 支店に臨時雇いとして入社し、同年 8 月に正式採用され、平成 6 年 1 月 31 日に退職するまで継続して勤務し厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間として認められないとする結果に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社は、申立期間を含む昭和 31 年 3 月から 32 年 3 月までの期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者期間の欠落に対する補てんを実施していることから、申立期間当時、申立人が同社 B 支店に勤務していたことは推認できるものの、i) 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 1 日までに当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 4 人から回答が得られたが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができないこと、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の資格取得日は昭和 32 年 4 月 1 日と記載されている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間における申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、iii) 申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 22 年 10 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「申立期間において A 社 B 支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間として認められないとす

る委員会の結果に納得できない。」と主張するとともに、申立期間に同社B支店C営業所において一緒に勤務していたとする元同僚の氏名を挙げていることから、当該元同僚に加え、申立期間に同社B支店において厚生年金保険被保険者であった者で、現在、C市周辺に在住している複数の者に照会したところ、申立人のことを記憶している旨の回答は得られたものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答は得られない。

このほか、申立人から新たな資料等の提出は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。